

民法 I

2 単位 (選択) 2 年 (後期)

直井 義典・准教授 / 社会創生学科

【授業目的】民法のうち、債権各論部分を学習することにより、日常生活において民法が果たしている役割を理解する。

【授業概要】民法総則を学習していることを前提として債権各論部分を講ずる。ここには契約・不法行為・事務管理・不当利得という、日常生活に密接に関わり消費者問題・公害問題等の解決に必須の法的事項が含まれる。そこで、日常生活に即した具体的な事例を挙げながら説明を加えていくこととする。法律学の基礎 II に比べて扱う対象が身近な分、理解し易いはずである。

【キーワード】契約、不法行為

【先行科目】『法律学の基礎 II』(1.0)

【履修上の注意】初回から、六法を持参すること。法律学の基礎 II を履修していることを前提として講義を進めるので留意すること。

【到達目標】

1. 契約法が社会において果たしている役割を理解する。
2. 不法行為法の規定を把握し、公害・交通事故・医療過誤といった社会問題に対して法がいかなる対処をしてきたのかを理解する。

【授業計画】

1. 契約の成立
2. 売買の効力
3. 売買の解除
4. 賃貸借 1(民法典の規定)
5. 賃貸借 2(借地借家法)・使用貸借
6. 消費貸借
7. 雇用・請負・委任
8. その他の契約
9. 不法行為法総論
10. 過失
11. 因果関係
12. 損害賠償・過失相殺
13. 共同不法行為
14. 使用者責任・工作物責任
15. 事務管理・不当利得
16. 期末試験

【成績評価】出席点(25点)ならびに論述式を含む期末試験の成績(75点)による。

【再試験】行わない。

【教科書】

- ◇大村敦志『基本民法 II 第 2 版』(有斐閣)
- ◇中田裕康=潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選 II 第 6 版』(有斐閣)

【参考書】講義の際に適宜紹介する。

【授業コンテンツ】<http://cms.db.tokushima-u.ac.jp/cgi-bin/toURL?EID=219011>

【連絡先】

⇒直井 (naoi@ias.tokushima-u.ac.jp) MAIL (オフィスアワー: 火曜日 10 時 25 分 ~ 11 時 55 分)